平成２１年（フ）第５２９７号
大阪府枚方市牧野本町２丁目23番11号
債務者　佐々木　博
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２９８号
大阪府枚方市牧野本町２丁目23番11号
債務者　佐々木麻衣（旧姓谷野）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３３３号
大阪市東淀川区東中島６丁目５番12―403号
債務者　西田美智子（旧姓喜田）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４６３号
大阪市東住吉区田辺１丁目８番５―202号
債務者　森田　洋美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４８２号
大阪府豊中市待兼山町32番20号
債務者　赤坂まゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５９７号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―424号
債務者　福永　　綾
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６０５号
大阪府茨木市彩都あさぎ五丁目10番28―501号
債務者　髙木　尚子（旧姓経山）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６４７号
大阪府東大阪市中石切町３丁目12番38号
債務者　下瀬　将秀
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６５７号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―150号
債務者　佐々木武信
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３号
兵庫県加東市新定371番地
債務者　谷口　和美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２３７号
香川県高松市香西西町277番地１
債務者　片山　敬之
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２９９号
香川県高松市屋島西町2287番地４　シャインポート屋島Ｂ―105号室
債務者　前田　明子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第９７２号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台26―304号
債務者　中尾　七重
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２６号
京都市下京区富小路通綾小路下る塗師屋町101番地　セントラルハイツ101―３―Ａ号
債務者　川田　友花
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６２号
京都市南区西九条戒光寺町12番地
債務者　北川　靖夫
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
北海道小樽市緑３丁目15番228号　緑Ａ住宅２号棟
債務者　杉山　智宣
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１５１号
北海道小樽市手宮３丁目３番６号　中野アパート
債務者　佐藤　美次
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部